



原告の五十嵐良さん(右)、訴訟に対する意見陳述で、訴訟に對する意見書などを提出した。左は、原告の代理人である佐藤彰彦さんです。

裁判官は「障害者政策の根本をの川口市の佐藤彰彦さんは、通訳を入れるのは並んで三入のうちもつじた人。佐藤さんは傍聴券を発行しては認められない」と述べた。が同地裁で聞かれた原告は、「うとうと陳述。原告中村英臣さんは認めたが、通訳は、通訳者の分も切望します」と述べた。

原告は「障害者政策の根本をの川口市の佐藤彰彦さんは、通訳を入れるのは並んで三入のうちもつじた人。佐藤さんは傍聴券を発行しては認められない」と述べた。が同地裁で聞かれた原告は、「うとうと陳述。原告中村英臣さんは認めたが、通訳は、通訳者の分も切望します」と述べた。

「傍聴に配慮する」手話通訳者らが

認められました。

立つて

立つて